

五島市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成18年度の財政援助団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成19年3月26日

五島市監査委員 高 木 長 幸

五島市監査委員 熊 川 長 吉

平成 18 年 度

監 査 報 告 書

五 島 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の種別	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の結果	1
1	五島市老人クラブ連合会	3
(1)	五島市老人クラブ活動費助成金	3
(2)	五島市老人クラブ連合会運営費補助金	4
(3)	五島市老人クラブ連合会活動費助成金	5
(4)	老人クラブ自主活動促進費補助金	6
(5)	老人クラブ研修費助成金	7
(6)	長崎県ねんりんピック2005参加費補助金	8
(7)	高齢者社会参加活動促進事業費補助金	10
(8)	老人クラブ親善ゲートボール大会開催費補助金	11
(9)	老人クラブリーダー研修会開催費補助金	12
(10)	老人クラブ環境整備事業費補助金	13
(11)	老人クラブ健康づくり事業費補助金	14
(12)	老人クラブ連合会ITネット推進事業費補助金	15
(13)	世代間交流キャンプ開催事業費補助金	16
(14)	五島市ねんりんピック開催費補助金	17
(15)	いきいき長寿スポーツ大会開催費補助金	18
(16)	支部老連ふれあい囲碁交流大会開催費補助金	19
(17)	長崎県老人福祉大会参加事業費補助金	20
(18)	五島市老人福祉大会開催費補助金	22
2	資料	23
(1)	五島市老人クラブ連合会会則	23
(2)	五島市老人クラブ連合会機構図	26

- 第1 監査の種別 財政援助団体監査
- 第2 監査の対象 五島市老人クラブ連合会
- 第3 監査の範囲 平成17年度の補助金等及び補助等交付対象経費に係る経理事務
- 第4 監査の期間 平成19年2月8日から平成19年3月22日まで
- 第5 監査の方法 監査の実施にあたっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査した。
- 第6 監査の結果 それぞれの補助目的に沿って事務・事業は執行されており、概ね補助の効果をあげているものと認められるが、予算の執行について、関係証ひょう書類と帳簿を付合せた結果、一部不備が見受けられた。
- また、補助金の執行にあたり、次のとおり留意検討を要する事項があった。
- ・ 支部の経理で、個人が負担する会費収入と補助金等を相殺し、市からの補助金が少なく計上されていたり、本部へ納付した会費収入と支部が実際徴収した会費収入の精算を補助金の精算と合わせて行っているケースが見受けられた。
統一した事務処理をすべきであり、補助金の経理が明確となるように会費についても収入支出に計上し、経理すべきである。
 - ・ 領収書は保管されているが、商品代等としか書かれておらず、内容が不明なものが一部見受けられた。
内容が分かるように請求書も保管する等改善されたい。

- ・ 補助申請時の収支予算書の収入と支出が同額でない事業が見受けられた。

予算書は、収入支出同額で作成すべきである。

- ・ 収支予算書で計算の合わない部分が見受けられた。

- ・ 事業の履行確認を収支決算書のみで行っている事業が見受けられる。収支決算書は、支出証拠書類（領収書等）と確認するべきであり、精査すべき。

- ・ 所管課は、補助金等交付団体への適切な指導監督を行うよう望みます。

また、五島市補助金等交付規則第3条により、「補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業等の内容は別に定める」と規定されているが、今回の監査では、補助の基準が明文化されていない事業が見受けられた。

補助金の交付目的、額、基準等を要綱等で定めることは、市民に対して行政の透明性を示す上でも必要と思料されるので、早急に整備されたい。

今後も、事務事業の遂行にあたっては、公益上の必要性及び事業効果を確認しながら、透明性の確保になお一層の努力を傾注し万全を期するよう望みます。

なお、個別の指摘事項については、別途記載する。

1 五島市老人クラブ連合会

(1) 五島市老人クラブ活動費助成金

① 指摘事項

予算書の積算の基礎が長寿対策課へ提出した交付申請書の予算書と符合しない。
同一のものを保管すべきである。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
五島市老人クラブ 活動費助成金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第2号) 交付決定額 6,426,000円	平成17年4月28日	6,426,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
五島市老人クラブ 活動費助成金	平成18年5月2日 (五島市指令17長第2号) 交付確定額 6,309,554円	平成18年5月10日	116,446円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に 6,426,000円受け入れられている。
事業終了による補助金の確定額は 6,309,554円で精算は 116,446円の返納となっ
ており、平成18年5月10日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(単位:円)

(収入)			
科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	6,426,000	6,309,554	
計	6,426,000	6,309,554	

(単位:円)

(支出)			
科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
老人クラブ活動費助成金	6,426,000	6,309,554	福江支部 2,233,240
			富江支部 1,117,800
			玉之浦支部 465,000
			三井楽支部 1,053,923
			岐宿支部 759,903
			奈留支部 679,688
計	6,426,000	6,309,554	

(2) 五島市老人クラブ連合会運営費補助金

① 指摘事項

特になし。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
五島市老人クラブ連合会 運営費補助金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第3号) 交付決定額 476,000円	平成17年4月28日	476,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
五島市老人クラブ連合会 運営費補助金	平成18年5月2日 (五島市指令17長第3号) 交付確定額 476,000円		

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に 476,000円受け入れられている。
事業終了による補助金の確定額は 476,000円で、精算は 0円となっている。
補助金の受け入れは確実に Rowe されており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	476,000	476,000	
計	476,000	476,000	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
老人クラブ連合会運営費	476,000	476,000	福江支部 164,000
			富江支部 88,000
			玉之浦支部 36,000
			三井楽支部 80,000
			岐宿支部 56,000
			奈留支部 52,000
計	476,000	476,000	

(3) 五島市老人クラブ連合会活動費助成金

① 指摘事項

支部において、平成18年度に属するべき経費が平成17年度決算として処理されている。会計年度については、五島市老人クラブ連合会会則のとおり処理すべきであり、今後は改善すべき。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
五島市老人クラブ連合会 活動費助成金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第4号) 交付決定額 1,105,000円	平成17年4月28日	1,105,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
五島市老人クラブ連合会 活動費助成金	平成18年5月2日 (五島市指令17長第4号) 交付確定額 814,109円	平成18年5月10日	290,891円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に 1,105,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 814,109円で精算は 290,891円の返納となり、平成18年5月10日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行為されており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	1,105,000	814,109	
計	1,105,000	814,109	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
会 議 費	78,400	64,225	
事 務 緒 費	220,000	129,974	
クラブ連合会活動助成金	806,570	619,910	福江支部 199,403 富江支部 75,636 玉之浦支部 72,290 三井楽支部 75,640 岐宿支部 68,240 奈留支部 128,701
計	1,104,970	814,109	

(4) 老人クラブ自主活動促進費補助金

① 指摘事項

特になし。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
老人クラブ自主活動 促進費補助金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第5号) 交付決定額 1,923,000円	平成17年4月28日	1,923,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
老人クラブ自主活動 促進費補助金	平成18年5月2日 (五島市指令17長第5号) 交付確定額 1,756,504円	平成18年5月10日	166,496円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に1,923,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は1,756,504円で精算は166,496円の返納となっており、平成18年5月10日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行為されており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	1,923,000	1,756,504	
計	1,923,000	1,756,504	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
自主活動促進補助金	1,922,040	1,756,504	福江支部 800,000
			玉之浦支部 340,000
			三井楽支部 172,200
			岐宿支部 14,831
			奈留支部 429,473
計	1,922,040	1,756,504	

(5) 老人クラブ研修費助成金

① 指摘事項

支部において、平成16年度に属するべき経費が平成17年度決算として処理されている。会計年度については、五島市老人クラブ連合会会則のとおり処理すべきであり、今後は改善すべき。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
老人クラブ研修費助成金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第6号) 交付決定額 673,000円	平成17年4月28日	673,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
老人クラブ研修費助成金	平成18年5月2日 (五島市指令17長第6号) 交付確定額 503,517円	平成18年5月10日	169,483円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に 673,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 503,517円で精算は 169,483円の返納となっており、平成18年5月10日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	673,000	503,517	
計	673,000	503,517	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
老人クラブ研修費助成金	672,630	503,517	市老連本部 99,300
			福江支部 203,279
			岐宿支部 55,938
			奈留支部 145,000
計	672,630	503,517	

(6) 長崎県ねんりんピック2005参加費補助金

① 指摘事項

予算書の積算の基礎が長寿対策課へ提出した交付申請書の予算書と符合しない。同一のものを保管すべきである。

嬉野町大会等誘致対策費補助金として62,500円交付されているが決算書に計上されていない。補助金の性質上決算書に計上されるべきであると思料され、不適切といえる。

当該事業に係る収入として見込まれるものは、補助金交付申請時から予算書に計上すべきである。

決算書では、宿泊費について、1人1泊8,000円で計上されているが、7,000円を宿泊費として支給された人がいる。実績は、正確に報告すべきである。

事業確定により、138,242円市へ返納しているが、嬉野町補助金等を決算に含めると9,745円の剰余が生じている。

剰余分を連合会が保管していることは不適切といえるので、事業内容を精査し、返納すべき。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
長崎県ねんりんピック 2005参加費補助金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第7号) 交付決定額 1,216,000円	平成17年4月28日	1,216,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
長崎県ねんりんピック 2005参加費補助金	平成17年8月1日 (五島市指令17長第7号) 交付確定額 1,077,758円	平成17年8月2日	138,242円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に1,216,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は1,077,758円で精算は138,242円の返納となっており、平成17年8月2日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(単位:円)

(収入)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	1,216,000	1,077,758	
すこやか長寿財団補助金	0	970,980	
計	1,216,000	2,048,738	

(単位:円)

(支出)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考	
長崎県ねんりんピック 2005参加費	1,215,135	2,048,738	交通費	451,710
			食糧費	94,148
			宿泊費	1,328,000
			旅 費	123,700
			手数料	51,180
計	1,215,135	2,048,738		

(7) 高齢者社会参加活動促進事業費補助金

① 指摘事項

特になし。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
高齢者社会参加活動促進事業費補助金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第8号) 交付決定額 957,000円	平成17年4月28日	957,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
高齢者社会参加活動促進事業費補助金	平成18年5月2日 (五島市指令17長第8号) 交付確定額 923,570円	平成18年5月10日	33,430円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に 957,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 923,570円で精算は 33,430円の返納となっており、平成18年5月10日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	957,000	923,570	
計	957,000	923,570	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
高齢者社会参加促進費補助金	956,950	923,570	福江支部 800,000
			富江支部 13,600
			三井楽支部 107,000
			岐宿支部 2,970
計	956,950	923,570	

(8) 老人クラブ親善ゲートボール大会開催費補助金

① 指摘事項

補助の目的が大会参加のための交通費を補助するとなっているが、支部によっては大会参加料などが含まれているので、取り扱いを統一されたい。

三井楽支部において領収書の内訳と収支決算書の内訳が異なっているため、適正な取り扱いで内容を記載すべき。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
老人クラブ親善ゲートボール大会開催費補助金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第9号) 交付決定額 225,000円	平成17年4月28日	225,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
老人クラブ親善ゲートボール大会開催費補助金	平成17年10月31日 (五島市指令17長第9号) 交付確定額 125,450円	平成17年11月4日	99,550円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に 225,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 125,450円で精算は 99,550円の返納となっており、平成17年11月4日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行為されており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	225,000	125,450	
計	225,000	125,450	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
親 善 ゲ ー ト ボ ー ル 開 催 費 補 助 金	224,920	125,450	富江支部 7,380
			玉之浦支部 22,630
			三井楽支部 24,000
			岐宿支部 27,200
			奈留支部 44,240
計	224,920	125,450	

(9) 老人クラブリーダー研修会開催費補助金

① 指摘事項

長崎県老人クラブ連合会補助金として31,700円交付されているが決算書に計上されていない。補助金の性質上決算書に計上されるべきであると思料され、不適切といえる。

また、決算書の旅費で、奈留支部は17名参加となっているが、実際は16名の参加で、1名分は老人クラブ連合会本部へ返納されている。

1名分2,520円と補助金交付分31,700円については返納すべき。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
老人クラブリーダー研修会開催費補助金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第10号) 交付決定額 441,000円	平成17年4月28日	441,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
老人クラブリーダー研修会開催費補助金	平成17年8月9日 (五島市指令17長第10号) 交付確定額 410,375円	平成17年8月17日	30,625円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に 441,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 410,375円で精算は 30,625円の返納となっており、平成17年8月17日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	441,000	410,375	
計	441,000	410,375	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
リーダー研修会開催費	440,480	410,375	報償費 30,000
			需用費 110,675
			役務費 12,060
			旅 費 247,740
			賃借料 9,900
計	440,480	410,375	

(10) 老人クラブ環境整備事業費補助金

① 指摘事項

340,000円の返納は活動内容が自主活動と重複していたためということなので、事業計画の段階で精査されたい。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
老人クラブ環境整備事業費補助金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第11号) 交付決定額 415,000円	平成17年4月28日	415,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
老人クラブ環境整備事業費補助金	平成18年5月2日 (五島市指令17長第11号) 交付確定額 75,000円	平成18年5月10日	340,000円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に415,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は75,000円で精算は340,000円の返納となり、平成18年5月10日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行為されており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	415,000	75,000	
計	415,000	75,000	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
環 境 整 備 事 業 補 助 金	415,000	75,000	玉之浦支部 作業費助成金等 75,000
計	415,000	75,000	

(11) 老人クラブ健康づくり事業費補助金

① 指摘事項

岐宿支部において、請求額の一部を別会計から支出し、その分の領収書を別に徴しているにも関わらず、全額が記載された領収書を添付している。決算は別会計で支出した額を差し引いた金額で処理している。適正に処理されたい。

富江支部において対象外経費を支出しているため返納額に不足を生じているので適正に処理されたい。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
老人クラブ健康づくり 事業費補助金	平成17年4月20日 (五島市指令17長第12号) 交付決定額 1,175,000円	平成17年4月28日	1,175,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
老人クラブ健康づくり 事業費補助金	平成18年5月2日 (五島市指令17長第12号) 交付確定額 946,762円	平成18年5月10日	228,238円

補助金は上記のとおり、平成17年4月28日に1,175,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は946,762円で精算は228,238円の返納となっており、平成18年5月10日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	1,175,000	946,762	
計	1,175,000	946,762	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
健康づくり補助金	1,174,170	946,762	福江支部 62,899
			富江支部 296,603
			玉之浦支部 200,900
			三井楽支部 118,418
			岐宿支部 120,296
			奈留支部 147,646
計	1,174,170	946,762	

(12) 老人クラブ連合会ITネット推進事業費補助金

① 指摘事項

特になし。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
老人クラブ連合会IT ネット推進事業費補助金	平成17年6月8日 (五島市指令17長第13号) 交付決定額 181,000円	平成17年6月24日	181,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
老人クラブ連合会IT ネット推進事業費補助金	平成18年4月5日 (五島市指令17長第13号) 交付確定額 30,785円	平成18年4月11日	150,215円

補助金は上記のとおり、平成17年6月24日に 181,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 30,785円で精算は 150,215円の返納となっており、平成18年4月11日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	181,000	30,785	
計	181,000	30,785	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
IT ネット推進事業費	181,000	30,785	消耗品費 1,785
			交通費 29,000
計	181,000	30,785	

(13) 世代間交流キャンプ開催事業費補助金

① 指摘事項

特になし。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
世代間交流キャンプ 開催事業費補助金	平成17年6月8日 (五島市指令17長第14号) 交付決定額 888,000円	平成17年6月24日	888,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
世代間交流キャンプ 開催事業費補助金	平成17年10月18日 (五島市指令17長第14号) 交付確定額 818,302円	平成17年11月4日	69,698円

補助金は上記のとおり、平成17年6月24日に 888,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 818,302円で精算は 69,698円の返納となっており、平成17年11月4日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	888,000	818,302	
計	888,000	818,302	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
世代間交流キャンプ 開催費補助金	888,000	818,302	食糧費 330,521
			借料損料 167,160
			役務費 26,130
			一般物品費 294,491
計	888,000	818,302	

(14) 五島市ねんりんピック開催費補助金

① 指摘事項

特になし。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
五島市ねんりんピック 開催費補助金	平成17年8月1日 (五島市指令17長第15号) 交付決定額 620,000円	平成17年8月12日	620,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
五島市ねんりんピック 開催費補助金	平成17年11月29日 (五島市指令17長第15号) 交付確定額 577,248円	平成17年11月30日	42,752円

補助金は上記のとおり、平成17年8月12日に 620,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 577,248円で精算は 42,752円の返納となっており、平成17年11月30日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	620,000	577,248	
計	620,000	577,248	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市ねんりんピック開催費	619,080	577,248	報償費 60,000
			食糧費 70,000
			通信運搬費 10,640
			賃借料 239,125
			一般物品費 194,243
			会場費 3,240
計	619,080	577,248	

(15) いきいき長寿スポーツ大会開催費補助金

① 指摘事項

特になし。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
いきいき長寿スポーツ 大会開催費補助金	平成17年8月1日 (五島市指令17長第16号) 交付決定額 1,314,000円	平成17年8月12日	1,314,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
いきいき長寿スポーツ 大会開催費補助金	平成17年12月26日 (五島市指令17長第16号) 交付確定額 1,226,331円	平成17年12月28日	87,669円

補助金は上記のとおり、平成17年8月12日に 1,314,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 1,226,331円で精算は 87,669円の返納となっており、平成17年12月28日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に Rowe されており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	1,314,000	1,226,331	
計	1,314,000	1,226,331	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
いきいきスポーツ大会 開 催 費	1,313,900	1,226,331	福江支部 1,026,331 奈留支部 200,000
計	1,313,900	1,226,331	

(16) 支部老連ふれあい囲碁交流大会開催費補助金

① 指摘事項

特になし。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
支部老連ふれあい囲碁 交流大会開催費補助金	平成17年8月1日 (五島市指令17長第17号) 交付決定額 111,000円	平成17年8月12日	111,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
支部老連ふれあい囲碁 交流大会開催費補助金	平成18年5月2日 (五島市指令17長第17号) 交付確定額 10,000円	平成18年5月10日	101,000円

補助金は上記のとおり、平成17年8月12日に 111,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 10,000円で精算は 101,000円の返納となっており、平成18年5月10日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	111,000	10,000	
計	111,000	10,000	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
ふれあい囲碁 交流大会開催費	110,560	10,000	玉之浦支部 10,000
計	110,560	10,000	

(17) 長崎県老人福祉大会参加事業費補助金

① 指摘事項

決算書において、奈留島からの参加者数3名に対し、島内交通費が4名分計上されている等積算の根拠が符合しない点が見受けられた。

また、旅費支出調書（領収書）において、定期便に間に合わなかったため、海上タクシーの借上代を支給しているが、船賃が精算されていない。

決算書の支出額と旅費支出調書額は符合しているため、未精算の復路の船賃2,870円は返納すべき。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
長崎県老人福祉大会 参加事業費補助金	平成17年8月1日 (五島市指令17長第18号) 交付決定額 830,000円	平成17年8月12日	830,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
長崎県老人福祉大会 参加事業費補助金	平成17年11月29日 (五島市指令17長第18号) 交付確定額 824,620円	平成17年11月30日	5,380円

補助金は上記のとおり、平成17年8月12日に 830,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は 824,620円で精算は 5,380円の返納となっており、平成17年11月30日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に行われており、別段異状を認めなかった。

③ 収支決算書

(収入) (単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	830,000	824,620	
計	830,000	824,620	

(支出) (単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考	
県老人福祉大会参加費	829,680	824,620	旅 費	
			市老連本部	66,780
			福江支部	182,800
			富江支部	92,240
			玉之浦支部	49,040
			三井楽支部	163,200
			岐宿支部	91,520
			奈留支部	73,100
引 率	105,940			
計	829,680	824,620		

(18) 五島市老人福祉大会開催費補助金

① 指摘事項

長崎県老人クラブ連合会補助金として10,000円交付されているが決算書に計上されていない。補助金の性質上決算書に計上されるべきであると思料され、不適切といえる。

補助金交付分10,000円については返納すべき。

② 補助金の交付及び精算状況

(概算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	受 入	
		年 月 日	金 額
五島市老人福祉大会 開催費補助金	平成17年12月7日 (五島市指令17長第37号) 交付決定額 1,878,000円	平成17年12月22日	1,878,000円

(精算)

補助金の名称	交付指令年月日 (交付指令番号)	返 納	
		年 月 日	金 額
五島市老人福祉大会 開催費補助金	平成18年3月22日 (五島市指令17長第37号) 交付確定額 1,710,662円	平成18年3月27日	167,338円

補助金は上記のとおり、平成17年12月22日に1,878,000円受け入れられている。

事業終了による補助金の確定額は1,710,662円で精算は167,338円の返納となっており、平成18年3月27日に返納している。

補助金の受け入れ及び返納は確実に実行されており、別段異状を認めなかった。

(収入)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市 補 助 金	1,878,000	1,710,662	
計	1,878,000	1,710,662	

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
市老人福祉大会開催費	1,877,080	1,710,662	報償費 400,000
			旅 費 25,300
			一般物品費 135,324
			印刷製本費 81,900
			賃借料 978,660
			消耗品費 15,078
			食糧費 58,100
			通信運搬費 15,040
			手数料 1,260
計	1,877,080	1,710,662	

2 資 料

(1) 五島市老人クラブ連合会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、五島市老人クラブ連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局を五島市福江総合福祉保健センター内に置く。

(組織)

第3条 本会は、五島市各支部老人クラブ（以下「支部」という。）をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、各支部老人クラブの連絡調整及び親睦、発展を図り、併せてその構成員の高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各支部老人クラブ連合会の連絡調整
- (2) 老人クラブの育成指導
- (3) 高齢者福祉に関する施策の推進
- (4) 関係機関団体との連絡調整
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 役 員

(役員を選任)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名
- (2) 理事は、福江支部5名、富江支部2名、三井楽支部2名、岐宿支部2名、玉之浦支部1名、奈留支部1名、女性部長1名、壮年部長1名をもって充てる。
- (3) 連合会長(1名)及び連合会副会長(3名)は、理事会において理事の中から互選する。但し、副会長の内1名は女性部長とする。
- (4) 監事は、理事会において会員の中から2名選出する。
- (5) 壮年部長は、会員の中から会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、補欠によって役員となった者は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(役員職務)

第8条 連合会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 連合会副会長は連合会長を補佐し、会長に事故あるときは、連合会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査し、これを理事会に報告する。

(顧問及び相談役)

第9条 この会に会長の諮問に応ずるため顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第4章 会 議

(会議の種類)

第10条 会議は、理事会とする。

2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(理事会)

第11条 理事会は次の事項を附議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算の議決及び決算の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 会費の徴収

(5) この会の解散並びに財産の処分

(6) その他本会の運営に関する重要事項で会長が必要と認める事項

(議長)

第12条 会議の議長は、連合会長をもって充てる。

2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は、議長を除く出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会 計

(会計年度及び経費)

第13条 本会の経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

2 第13条2項の規定にかかわらず、本会発足時の会計年度は、平成17年4月1日から施行する。

(2) 五島市老人クラブ連合会機構図

